



# 学校給食費の抜本的な負担軽減について

# 「いわゆる給食無償化」に関する文書抜粋

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意(令和7年2月25日)

## I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

### ②いわゆる給食無償化

- ・まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

## IV 教育無償化に関する論点等

2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記 I ~ IV を前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもつて取り組む。

自由民主党、日本維新の会 連立政権合意書(令和7年10月20日)

### 一〇.教育政策

- 小学校給食無償化を令和八年四月から実施するため、残る課題について整理し、制度設計を確定させる。

# 学校給食の実施状況

## 完全給食の実施率(学校数ベース)

(%)	全体	国立	公立	私立
小学校	98.8	98.5	99.5	43.4
中学校	89.8	20.6	97.1	8.2
義務教育学校	98.6	100.0	99.0	0.0
中等教育学校(前期課程)	58.9	0.0	74.3	41.2
特別支援学校	88.9	97.8	88.7	62.5
夜間定時制高校	51.4	-	51.4	50.0

## 完全給食の実施率(在籍児童数ベース)

(%)	全体	国立	公立	私立
小学校	99.2	98.3	99.9	44.5
中学校	90.0	19.0	97.8	5.8
義務教育学校	99.7	100.0	99.9	0.0
中等教育学校(前期課程)	56.9	0.0	75.0	19.4
特別支援学校	94.3	93.5	94.7	39.6
夜間定時制高校	22.1	-	21.6	93.1

## 公立学校で完全給食を実施していない主な理由

理由	小学校 (84校)	中学校 (264校)
他の施設(※1)で昼食が提供されるため	42校	60校
給食施設・設備の問題(※2)	20校	55校
地理的理由で困難	10校	6校
財政的理由で困難	9校	48校
教育課程上、一律に提供することが困難(※3)	0校	27校
中高一貫校で高校生と同じ環境(※4)を想定	—	14校

※1 児童自立支援施設、児童心理治療施設、病院、児童養護施設、寄宿舎等

※2 補食給食実施校で、米飯の調理施設がない場合を含む

※3 夜間中学校、学びの多様化学校(不登校特例校)等

※4 食堂や購買の利用等

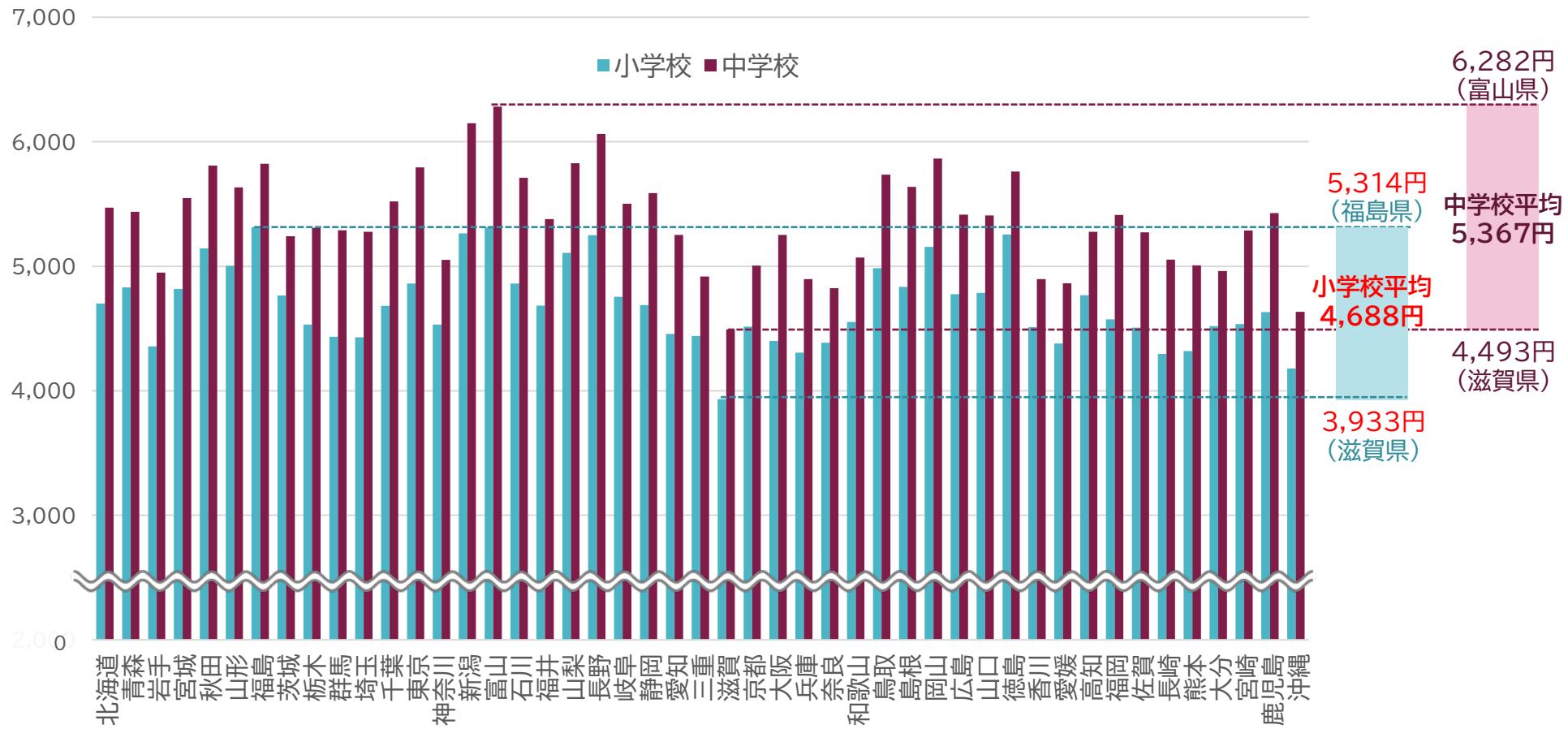
※ 給食実施校においても、重度のアレルギー・不登校等で喫食していない児童生徒が存在(給食を実施している学校における非喫食者は、**公立の小学校段階では約2.3万人**)。

※令和5年9月1日時点で1,794自治体のうち、**547自治体**で**小中学生の全員を対象に無償化**を実施している。

(完全給食の実施状況についてはR5年度5月時点)

# 学校給食費の状況(公立のみ)

## 各都道府県の学校給食の給食費(食材費相当額)の月額平均



(R5年度5月時点)

# 学校給食費の支援状況

- 食材費は保護者負担。人件費、施設・設備費等は学校設置者の負担。
- 生活保護や就学援助により、経済的困窮者の家庭の学校給食費については基本的に無償。

## ●生活保護の教育扶助(国庫負担率3/4)

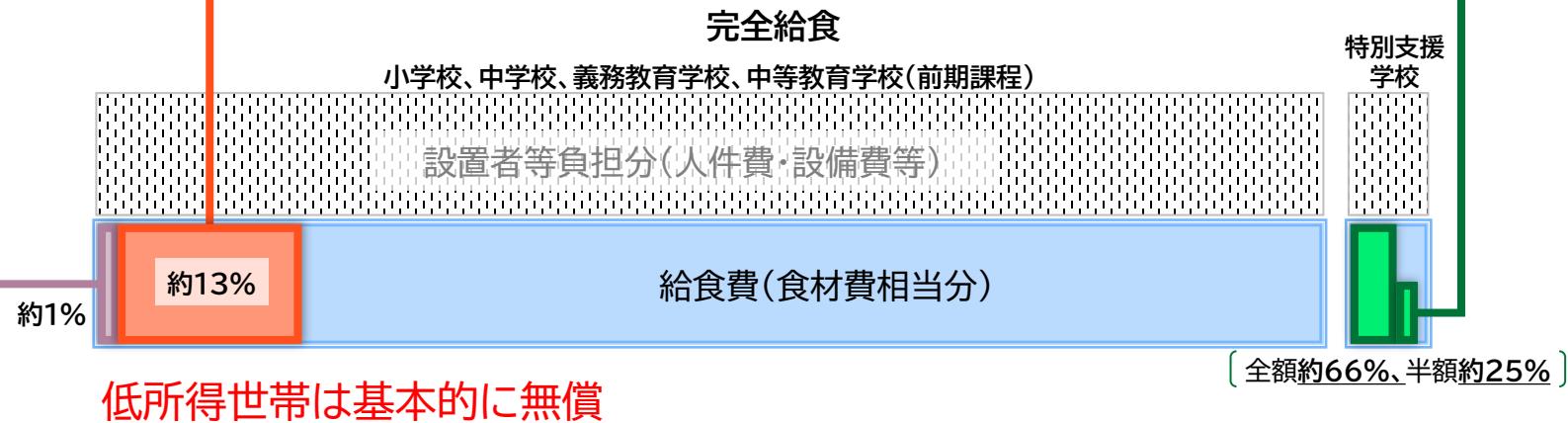
●要保護者(生活保護法に規定する要保護者であって、教育扶助を受けていない者)への就学援助(国庫補助率1/2)

## ●準要保護者(市区町村教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)への就学援助(地方財政措置)

いわゆる「三位一体の改革」において、地方団体からの要望を受け、平成17年度より一般財源化

## ●特別支援学校就学奨励費(国庫負担率1/2)

所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯は全額支給、1.50倍以上2.50倍未満の世帯は半額支給



# 学校給食費の推計(公立学校のみ)

- 公立の義務教育諸学校等の給食費(食材費相当額)の合計を推計。

※都道府県毎、学校種、給食種毎に推計した給食費総額((給食実施校における在籍児童生徒数)×(年間平均の給食費))の総計

完全給食:約4,826億円 (R5年5月時点)

小学校	:約3,019億円
中学校	:約1,675億円
義務教育学校	:約 38億円
中等教育学校(前期課程)	:約 6億円
特別支援学校(幼稚部～高等部)	:約 88億円

**小学校段階合計:約3,100億円**

※これらの金額には、就学援助の対象となるいる児童生徒などの分も含まれている。

※給食を実施していない学校に対する施設整備等への支援も必要。

# (参考)参照条文

## 【学校給食の目的】

### ○ 学校給食法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

## 【学校給食の費用負担】

### ○ 学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

### ○ 学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十七条(同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。)又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

※ 保護者負担分については「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されている。